

いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通業務実施要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、輸送・交通業務の実施にあたって、県実行委員会と相互協力のもとに、所轄警察署及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、安全かつ円滑な輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の基本的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は、次のとおりとする。

- ①監督・選手
- ②競技役員、競技補助員
- ③競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④視察員、報道関係者
- ⑤一般観覧者
- ⑥その他実行委員会が必要と認める者

(2) 輸送・交通の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、実行委員会が特別な事情があると認めた場合は、延長することができる。

(3) 輸送範囲等

ア 輸送の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。

イ 輸送手段は、公共交通機関とする。ただし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び運営に支障が生じる場合は、計画輸送を行うことができる。

ウ 計画輸送は、原則として、近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合及び到着時における宿舎までの輸送の場合は、行わないものとする。

ただし、地域の交通事情等勘案し、必要と認められる場合は、この限りではない。

4 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

輸送計画の策定にあたっては、次のとおりとする。

- ①輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。
- ②輸送経路は、参加人員、時間帯等に応じて設定する。
- ③計画輸送に使用する車両は、借上げバス及びタクシーとする。
- ④必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。
- ⑤広域配宿によって下野市以外に所在する宿舎に宿泊する選手、監督及び競技役員に対し、計画輸送を実施する。
- ⑥同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、関係会場地の実行委員会と協議のうえ、必要な輸送手段を講じる。
- ⑦一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、シャトルバスの運行、バリアフリーに配慮した車両の確保等、適切な措置を講じる。
- ⑧競技会場、練習会場、集合地等にバス・タクシー等の乗降所を設置するときは、輸送対象者の利便と安全を図るため、必要に応じて係員を配置する。

5 輸送力の確保

- (1) 実行委員会は、必要な輸送力を確保するため、県実行委員会、関係機関・団体等（以下「県等」という。）の協力を得るものとする。
- (2) 実行委員会は、輸送の効率化を図るため、県等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するものとする。
- (3) 実行委員会は、国体期間中の緊急事態に備えるため、予備車の確保を図る。

6 交通業務

(1) 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場及びその周辺地区において、必要に応じた交通規制措置を講じるとともに、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、競技会場等及びその周辺道路に案内看板等を設置するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(2) 交通整理

実行委員会は、輸送対象者の安全並びに競技会場等及びその周辺地区の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

また、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等及びその周辺地区の巡回を行う。

(3) 指定駐車場の確保

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場等及びその周辺に必要な指定駐車場の確保に努めるとともに、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行など必要な措置を講じ、事故を防止するため、指定駐車場に係員を配置し、適切な誘導を行う。

また、利用者を限定する必要がある指定駐車場を利用するものに対しては、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより適切な車両誘導及び指定駐車場の円滑な管理運営を図る。

(4) 交通安全対策

実行委員会は、国体期間中の環境への負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対しては、公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかけるとともに、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

(5) 道路機能の保全

実行委員会は、国体関係車両の通行が予想される道路の修繕・保全等及び国体期間中に交通渋滞が予想される競技会場等の周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務について必要な事項は、別に定める。
- (2) 市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における輸送交通業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。